

タイトル	徳川幕府下世田谷郷と小農層の発展
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(114): (1)-(33)
発行日	2024-09-30

徳川幕府下世田谷郷と小農層の発展

大場 四千男

目次

序―研究視座と歴史分析について

I部 中世期平家の侍大将から吉良家の四天王への転変

(一) 中世豪農層の近世への移行

II部 世田谷郷吉良家臣団の在村化と豪農層の発展形態

(一) 世田谷村大場家の系譜

① 本家の大場豊前守―平家侍大将大場景政の系譜

(二) 平家侍大将大場景親の「早馬」―「平家物語」

(三) 「吾妻鏡」―長江太郎義景の系譜

① 吉良家の四天王大場豊前守と世田谷郷の村落過渡形態

② 世田谷村の長男家と分家の系譜

III部 武蔵野台地の近世期

(一) 古江戸城時代の武蔵野台地

(二) 新江戸城時代の武蔵野台地

(三) 世田谷郷中世から近世への移行

1 豪農分附作人と小農層との併存期

(一) 喜田見村の豪農層

(イ) 豪農分附耕作―田方

(ロ) 本百姓―小農層の主作―田方

(二) 上野毛村の豪農層

(三) 世田谷村の豪農層

A (一) 田方耕区―検地帳分析

(イ) 豪農―分附作人―田方―1古城下

(ロ) 本百姓―小農の主作田―独立自営農民層―二十四人

(二) 松原橋際谷羽木谷共―

(イ) 豪農―分附作人―田方

(ロ) 本百姓―小農の主作―田方

(三) へほう谷谷赤堤田むかいにしのはし

(イ) 豪農―分附作人―田方

(ロ) 小農―本百姓―田方

(四) 八幡前―田方

(イ) 豪農―分附作人

(ロ) 小農―本百姓―田方

B (一) 畑方耕区―検地帳分析

(イ) 畑方(一)下町の豪農―分附作人関係

(ロ) 下町の小農―本百姓

(二) 畑方耕区―検地帳分析―上町の豪農層

(イ) 上町本百姓―小農耕作地

(三) (イ) 世田谷村満中在家うら

(四) 満中在家うら本百姓Ⅱ小農耕作地
孫六ヶ谷Ⅰ栗原前

(イ) 孫六ヶ谷豪農分附耕作

(ロ) 孫六ヶ谷小農Ⅱ本百姓耕作

(五) 竹之上松原ウラ畑宮之上

(イ) 竹之浦豪農分附耕作

(ロ) 竹之浦本百姓Ⅱ小農耕作

(六) 宮上・浄徳院・へほう谷

(イ) 宮上へほう谷豪農分附耕作

(ロ) 宮上へほう谷本百姓Ⅱ小農耕作

(四) 近世期 純粋封建制の発達

IV部 近世期世田谷郷・小農層の両極分解

(一) 一六七四年馬引沢村の豪農と小農の二重構造

(二) 下北沢村の小農層

V部 徳川幕府の危機と八代吉宗の農業政策

(一) 純粋封建制と世界史

(二) 吉宗の質地小作制と法的検討

(三) 吉宗の小農政策

一 農地解放Ⅱ小農層創出過程

(四) 小農層の土地と屋敷とのワンセット世襲化政策

(五) 幕府の近世村落構造Ⅱ小農層と結ぶ五人組制

結
び

序―研究視座と歴史分析について

「北海道農業の到達点と担い手の展望」（農林統計出版）では「ワ
ンマンファーム」（夫婦のうち夫が一人で大型機械を稼働させ経営
する）の家族経営の新しい形態が注目されている。

徳川幕府の小農層はまさにワンマンファームⅡ家族経営形態であ
り、耕地と屋敷とを一对Ⅱワンセットにするものである。現代北海
道と近世江戸時代との家族経営では同じ経営形態であり、近世と現
代の農業形態の共通性は日本農業の地政学に由来する同質性^{あらわ}の現
れであると考ええる。

徳川時代の小農層も現代北海道農業のワンマンファームも同一系
譜の歴史産物であり、同一系譜の表裏関係の現われである。研究視
座と歴史分析とは同じ地政学を踏まえることで結びつくのである
う。とするなら、中世から近世へ、さらに近代から現代への日本農
業の慣行と継承は形を変えながらも連続して続いているのである
う。

こうした歴史の慣行と継承とを研究することによって確認するこ
とが出来るのは現代の到達点を理解する上でも重要な方法になるで
あろう。

本論は小農層の中世、戦国時代、そして近世徳川幕府への移行に
伴う変化、発達そして解体の連続性を資料に基づいて世田谷郷に
焦点を合わせて分析することを本稿の課題とするのである。

I部 中世期平家の侍大将から吉良家の四天王への転変

(一) 中世豪農層の近世への移行

徳川幕府は農民政策として(1)小農層を村落共同体の主要な本百姓として位置づけ、(2)小農の五人組制による年貢納付を村落共同体の義務として課する。小農層と村役人が村落共同体の主体として行政・立法・司法の三権を掌握して自主的運命共同体の担い手として活動する際、中世の豪農的地主は同時に近世に移行して小農の村役人と対立することになる点について次のように指摘される。

幕府の農業政策立法の10条には「名田畑持候大積名主」は「式拾石以上」の豪農層について触れている。この中世的豪農＝館主豪農層は徳川中期にも見出され、郷村の支配者として近世村落の小農層と対立し、村落統治を巡り村を二分する争いとなる。

何故中世の豪農的農民が徳川家康の統治しようとする関東八州、とりわけ武蔵野台地に巢食っていたのだろうか。武蔵野台地から江戸湾にかけての湿地帯の平野は北條氏の統治する所となっており、とりわけ、多摩郡の八王子、世田ヶ谷、目黒にかけて足利一族の血縁にある吉良家が北條家臣団の戦国大名として統治する処となっていたからである。八王子城、世田谷城の戦国大名吉良家は豊臣秀吉による小田原城攻めで吉良家も攻め立てられるが、吉良家の四天王を中心とする武士団は統治する武蔵野台地の村落にそのまま、定着し、徳川家康の統治下に豪農層としてそのまま居坐ることとなる。

世田谷城主代理でもあった吉良家の四天王の一人である大場家は家康の統治下で世田谷郷三十ヶ村の代官、或いは名主として、さら

に郷農的存在として認められ、根を下すのである。その郷農的農民層は中世の館領主としての営み、十町歩前後の農地を譜代分附下人に耕作させるのである。吉良家の四天王を中心とする館主＝戦国武士層は家康の検地の下に村落の名主、或いは豪農として土着化する。

家康が武蔵野台地を切り開き、その湿地帯を米作水田地帯へ開拓するにはどうしても北條家臣団、とりわけ吉良家の武士団の定住による開拓領主としての力に依存しなければならなかったのである。それゆえ、吉良家の武士団は世田谷郷を中心に開拓領主として新しい豪農生活を送り、各近世村落の支配層として再出発することとなる。

徳川幕府の農業政策は小農層を核にする純粹封建制を新しく発達させるが、同時併行的に開拓領主として戦国武士の豪農的支配にも依存する二重性格を展開せざるを得ないのである。

八代吉宗は徳川幕府の小農層と対立する豪農に依存する矛盾に苦しみながら、と同時に小農の両極分解による零細農への転落に直面する危機にも不安を募らせていた。その原因は(一)家康の貨幣政策による貨幣経済の発達である。貨幣経済の発達は、日常生活の取引を信用に由る流通を発達させ、とりわけ米を貨幣として位置づけ、米で賃金の支払にすることで農村の自給自足経済を問屋制前貸し経済に包括させることを育くむのである。農村経済の貨幣経済による包括化は江戸都市経済圏への依存を強め、江戸廻り商品の生産を発達させることにもなる。

こうした農村の貨幣経済化はますます発達し、年貢の生産物地代

(Ⅱ米)を貨幣地代へ変え、さらに土地の商品化、つまり土地の売買を促す結果となり、土地を売買する小農の経済危機を生み出す。これに加え、農民の負担となったのは六公四民又五公五民の年貢率の高さである。年貢率の重税は小農の没落原因となる。

八代吉宗が直面したのはまさに家康の貨幣政策による大量の金銀貨の改鑄発行であり、さらに貨幣改鑄による物価騰貴Ⅱインフレーションである。將軍の経済政策は米の増産による黒字への転換である。幕末に近づくほど財政赤字は五〇万両の赤字を毎年恒常的に続けていることである。吉宗は国役普請で大河川の洪水対策を進め米作の安定的収穫量の増産に努めるのである。

吉宗が徳川幕府の中興の祖と位置づけられるのは、第一に中世遺産の豪農層の分附作人を、小農として自立化する農奴解放を推進して小農階層の発展に寄与し、第二に従来の小農層の貨幣経済の影響を受けて隷細化し、没落するのを阻止して小農層として再生させることである。

吉宗は質地小作制を導入して年貢の維持と小農民の回復策を同時に達成することで、幕府の年貢水準の維持に成功するのである。吉宗は質地小作制による年貢の継続を確立すると同時に、水田農業の安定化を図るため洪水対策として国役普請政策の発動基準を設定することで防水と水稻農業の両立を図ろうとする。

家康が直面した(1)中世豪農層問題、(2)小農層の維持策として一町歩以下への耕地分割への規制政策、そして、(3)永代売買禁止策への中間的土地政策としての十年間の設定による小農層の維持策等は徳川幕府の衰退を阻止し、その回復を育んで前半の百三十年から後半

の百三十年への中間点を通過するのに大きな役割を果たしたのである。もし八代吉宗がいなかったら、徳川幕府は中間で亡んでいたであろう。

世田谷郷は徳川幕府の小農層の発達を分析するのに最適な地域であり、同時に、北條氏と吉良家の豪農層の在村化する典型的な地域でもある。こうした中世豪農層と近世小農層とが同時併存的に共存する過渡地域は世田谷郷の歴史的特質であり、歴史分析の対象としてふさわしい地域である。世田谷郷は中世から近世、さらに近代において日本経済を支え、今日東京の高級住宅地として、また東京一の人口地帯として現代都市の代表として歩み続けている。その原因は徳川幕府の小農層地帯に由来すると考える。

Ⅱ部 世田谷郷吉良家家臣団の在村化と豪農層の発展形態

家康は小田原城主北條氏の後、関東八州二五〇万石の城主として関東を支配することになるが、北條氏の戦国大名として活躍していた吉良氏朝・頼久父子は一時世田谷城から逃れたが、しかし氏朝は世田谷に戻って弦巻村に在村して引退した。家臣団の多くも世田谷郷の各村々に中世的土豪として住みつき、直営地を分附下人の譜代隸農層と共に耕作して村の名主兼豪農的耕作者として在村化した。次の図表―1は世田谷郷に帰村して豪農として第二の人生を送る吉良家家臣の帰村化を表したものである。

図表-1 世田谷郷吉良家臣の帰農村

村	家臣団	村	家臣団
世田谷	1 大場	船橋 経堂	27 鈴木
	2 関		28 石和戸
	3 宇田川		29 松原ケ谷
	4 榎本		30 亀島
	5 安藤		31 榎本
	6 広戸川		32 白井
	7 小庭		33 豊田
	8 是庭		34 小池
	9 周防		35 毛利
	10 堀江		36 粕谷
	11 森		37 村中
	12 宇田川		38 田原
	13 橋場		39 土居山
	14 膳場		40 白井
	15 齊田山		41 山崎
若林 太子堂	16 大場本	42 安藤	
	17 山本	43 河野	
	18 柳清水	44 石井	
	19 田中	45 安藤	
	20 柏原	46 清水	
	21 大庭	47 長内	
	22 本木	48 海	
	23 並木	49 内	
	24 粕谷	50 村	
	25 榎本	計	
26 粕谷	家臣		
松原	50 人		
上北沢			
烏山			
粕谷			

(『新修世田谷区史』上巻 416 頁)

(一) 世田谷村大場家の系譜

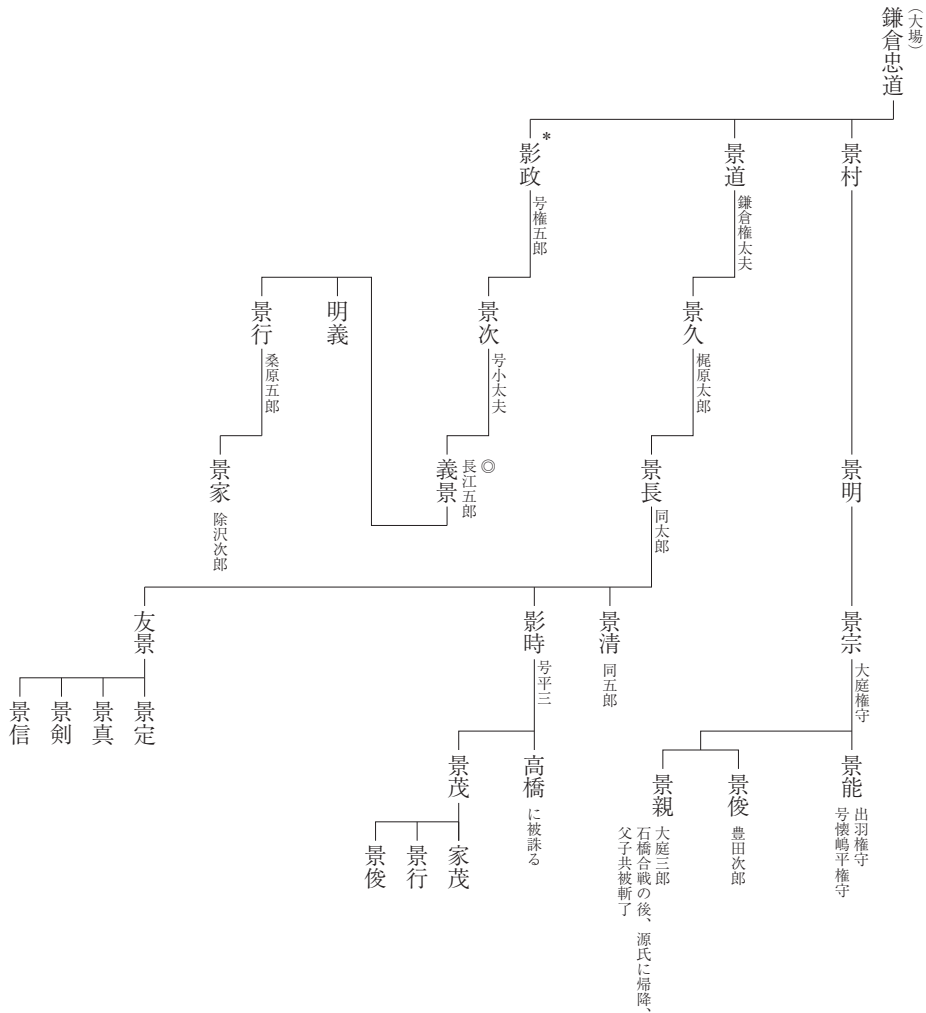
北条氏政の家臣である吉良氏朝は戦国大名として世田谷城主となり、世田谷郷を支配していた。その家臣団も四天王を中心に世田谷郷の在地豪農として住みついた。徳川家康はそのまま北條時代の村支配を継続し、統治を委ねた。とりわけ世田谷郷は二十ヶ村の結合村落(Ⅱ郷)であり、世田谷村の支配下に置かれていた。井伊直政が関ヶ原の戦いで、さらに井伊直孝は大坂城の戦いで功績を挙げると、二千石の世田谷郷と千石の佐野領とを知行に加えた。井伊家は老中職の任務から桜田門に屋敷をかまえ、人馬の供給のため世田谷郷を与えられたのである。井伊家は豪徳寺を菩提寺とした。豪徳寺は祠堂金貸付を世田谷の農民に高利で貸し付けて村人の重い負担となった。さらに、世田谷郷の村人に課される桜田門屋敷への役夫の

勤めは世田谷郷の人々の苦痛と窮乏化とを持たらし、大場弥十郎代官の時代にその頂点に達して世田谷郷の衰退原因となった。吉良家の戦国武士である四天王は大場豊前守、大平出羽守、関加賀守そして軽部伊賀守の四人であり、世田谷村の名主、村役人層になる人々であり、と同時に中世的豪農武士階層の典型的支配層でもあった。

① 本家の大場豊前守Ⅱ平家侍大将大場景政の系譜

とりわけ、注目すべきは大場豊前守の家系である。大場豊前守は平家の侍大将として源頼朝の軍を打破り、平家の天下を支えた將軍の一人で、神奈川県藤沢市で国衙管轄の厨みくりやⅡ大庭御厨みくりやを統轄する平家の侍大将の一人でもあった。大場豊前守(景政)は開発領主平景正の子孫であり、代々御厨司・下司職を世襲する家柄であり、平家の侍大将として源頼朝軍を石橋山の戦いで破った戦国武士である。大場景政は鎌倉に住んでいたことから鎌倉景政とも呼ばれ、次の図表1-2「大庭氏系譜の鎌倉忠道の四男として活躍する」。

図表-2 大庭氏系譜



五味文彦・本郷和人編「吾妻鏡」〈1〉吉川弘文館 208頁より作成

(二) 平家侍大将大場景親の「早馬」II

「平家物語」

相模の大庭景親が源頼朝の進軍について福原の平家へ知らせる早馬で駆けつけるが、その「早馬」について『平家物語』巻第五の中で次のように語られている。

「早馬」

「同九月二日、相模国の住人大場三郎景親、福原へ早馬をもって申けるは「去八月十七日、伊豆国流人右兵衛佐頼朝、しうと北條四郎時政をつかはして、伊豆の目代、和泉判官兼隆をやまきの館で夜うち候ぬ。其後土肥、土屋、岡崎をはじめとして三百餘騎、石橋山に立籠て候ところに、景親御方に心ざしを存ずるもの一千余騎を引率して、おしよせせめ候程に、兵衛佐七八騎にうちなされ、おほ童にた、かいなつて、土肥の相山へにげこもり候ぬ。其後畠山五百余騎で味方をつかまつり、三浦大介義明が子共、三百余騎で源氏方をして、由井、小坪の浦でた、かふに、畠山いくさにまけて武蔵国へひきしりぞく。その後畠山が一族、河越・稲毛・小山田・江

戸・葛西・其外七党の兵ども三千余騎をあひぐして、三浦衣笠の城におしよせてせめた、かふ。大介義明うたれ候ぬ。子共はくり浜の浦より舟にのり、安房・上総へわたり候ぬ」とこそ申たれ。

〔平家物語〕上344—345頁 岩波書店

以上のように、大場景親は、石橋山の戦いで源氏の軍を破り、敗退する頼朝軍はくり浜より舟で千葉の安房・上総へ逃去った旨を福原の平家へ報告する早馬の使者であった。」

〔平家物語〕

(三) 『吾妻鏡』長江太郎義景の系譜

『吾妻鏡』は寿永元年(一一八二)二月八日の日に頼朝の御願書を伊勢太神宮に奉納する使者として長江太郎義景(大庭氏系譜の◎印影政—景次—義景(長江五郎))を選出する点について次のように記録している。

「二月八日、己酉。(頼朝が)御願書を伊勢太神宮に奉納された。大夫(おのり)入道善信(三善康信)が草案を献上した。これは四海泰平・万民農楽のためという。(度会)光倫は、衣冠を着て御所に参り、これを賜るとすぐに出発した。中四郎(中原)維重が副えられた。長江太郎義景(系譜◎長江五郎)が神宝献上の担当者として同じく出発した。義景は、先祖の権五郎(鎌倉)景政が一段の信心によって去る永久五年十月二十三日に私領の相模国大庭御厨を神宮に寄進しており、その三代の孫である義景が最も神の思し召しに叶うであろうと、御審議を経て選ばれたという。」

〔吾妻鏡〕—98頁

源平合戦後大場家は姿を歴史から消え、再び登場するのは小田

原北条氏の血縁としての吉良家の家臣としてである。吉良家は足利家の血筋を引く高家として、又戦国大名として北条氏に仕え、世田谷城主となっていたのである。

① 吉良家の四天王大場豊前守と世田谷郷の村落過渡形態

吉良氏の四天王を含める戦国大名の家臣団五〇人が村落二十五ヶ村に広汎に定住するが、その際吉良家の在村武士は中世的豪農兼開拓領主となっていた。在村化する武士の豪農経営は平均二十町歩の直営地を耕作する分附作人によって担われる。他方、家康が関東八州に移り、江戸幕府を開くと、家康はこれら中世的豪農層を開拓領主として、また、直営地二十町歩前後を経営する豪農層として認め、検地の担当者とする。世田谷二十ヶ村はこれら吉良家豪農武士の五十人によって支配される。この吉良家家臣団の在地化は世田谷郷を豪農層と小農層との混合する過渡形態の地域にする。そして世田谷郷二十ヶ村とその統治者である名主、庄屋の頂点に立つのは吉良氏の四天王の一人である大場越後守である。

② 世田谷村の長男家と分家の系譜

前述したように、平家の侍大将であった大場豊前守景政を祖とする大場豊前守は主家である吉良家の支配に伴って北條時代に世田谷城主として支配していたが、吉良家の没落に伴って在地している世田谷村上町に定住し、同時に世田谷郷を支配する代官としての地位に就くのである。

Ⅲ部 武蔵野台地の近世期

(一) 古江戸城時代の武蔵野台地

源頼朝が平家打倒の軍を起すの旨を速報すべく「早駆」けを行つた大場景政は福原の平家へ事変を知らせる。しかし、その後の足取りは不明であるが、後北條氏の吉良家の家臣として登場する。北條氏は関八州を支配し、豊臣秀臣と天下を二分する戦国大名として名を覇せていた。吉良氏は武蔵台の世田谷城に住み、武蔵野湿地帯を水田開発する豪農武士団として世田谷城を拠点にして活路を切り開こうとしていた。

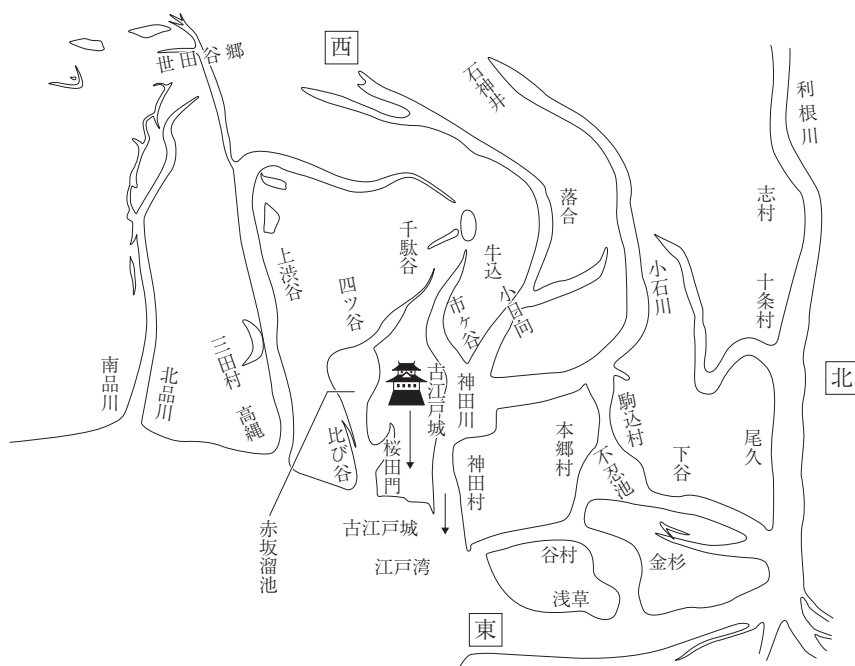
世田谷城と目と鼻の距離にある古江戸城は既に太田道灌によって長祿元（一四五七）年に次の図表-3のように築かれていた。

この古江戸城は子城、中城そして外城と三重になっていて、日比谷入江と神田川とに挟まれていた台地の上に聳え、前方に江戸湾、後ろに武蔵台地に挟まれている。

この図表-3から窺えるように古江戸城は武蔵野台地から江戸湾へ流れ込む根利川、石井川、神田川、赤坂溜池、平川等の土砂によって湿地の平野地帯を形成し、開拓によって日本一の水田地帯の可能性を秘める肥沃な平野地帯である。

それゆえ、徳川家康が二五〇万石の関東八州へ移封されるや、既に述べたように、吉良家の武士団は支配地に開拓領主として定着し、豪農の直轄地経営に乗り出し、二十町から十町規模の豪農的経営に従事し、と同時に村落共同体の支配階層として定着する点につ

図表-3 長祿（1457）の江戸城



「世田谷区史」上巻 195頁より作成

いて既に前述したところでもある。

(二) 新江戸城時代の武蔵野台地

他方、関ヶ原の戦い、さらに大坂城の戦いで手柄を挙げ続ける井伊直政と直孝親子は江戸幕府の老中職を世襲する地位を確立し、さらに桜田門屋敷に加えて追加として元和十年世田谷郷を増された。

井伊直孝は寛永十(一六三三)年、分家の三代大場市之丞盛長を世田谷郷代官役に抜擢した。以後、大場分家は十三代迄代官職を続け、その系譜は下の図表4Aに要約される。

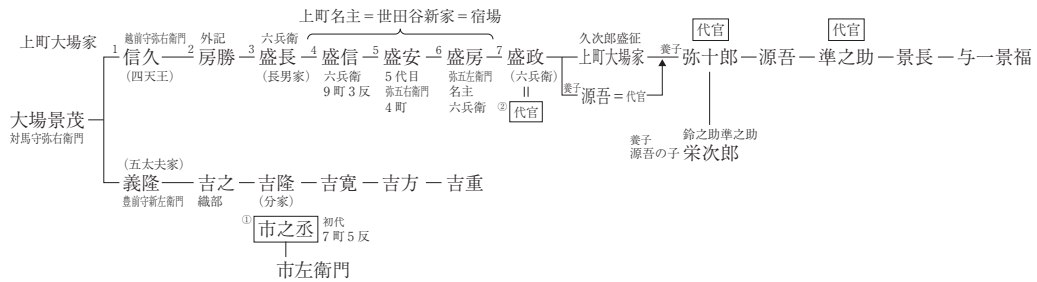
世田谷代官と大場家分家の就任

分家
 一代目代官 大場市之丞
 二代目代官 大場六兵衛

本家
 三代目代官 大場弥十郎(養子)
 四代目代官 大場鈴之助
 五代目代官 大場興一
 六代目代官 大場弥之助

図表4Bの要約は大場家の分家初代市之丞から六代目まで世田谷代官を世襲するが、内二名が年貢未収納のため、闕所の罪により

図表-4A 大場家本家・分家系譜



図表-4B 世田谷代官大場家の系譜

大場系譜	名前	没年
初代	信友 彌左衛門丞 對馬守	
初代	信久 父 彌左衛門(越後守信久) 越後守	吉良四天王の1人 慶長四年
二代	父 房勝子(上町) 大場外記房勝	上町(新宿)に住む 寛永三年
三代	子 盛長(本家) 六兵衛(大場市之丞) ① →元文四年追放	初代世田谷代官(大場家分家) 寛永十五年
四代	盛信 六兵衛	上町名主 寛文三年
五代	盛安 彌五右衛門	世田谷村名主 宝永三年
六代	盛房 源五左衛門	世田谷村名主 新宿問屋役 延享二年
七代	盛政(分家) 六兵衛(世田谷代官) ② ↓追放	上宿名主 二代目代官(大場本家) 明和元年
八代	盛征 (久治郎(世田谷代官見習)(六兵衛) ③三代目代官	久野弥十郎を養子とする 文化元年
九代	興弘 源吾(養子)	養子 世田谷代官四代 寛政四年
十代	景運 弥十郎	養子 世田谷代官 四代目代官 天保七年
十一代	景長 鈴之助	世田谷代官四代目 安政四年
十二代	景福 養子 興一	代官役見習→五代目代官 慶応元年
十三代	信愛 弘之助	養子 六代目代官 明治三十二年
十四代	信統	

(「世田谷区史」上巻 258-259 より作成)

家・土地の取上げ及び追放の罪を受けることとなるが、世田谷郷の平和と安全に貢献した。大場本家は弥十郎から明治まで代官を勤める。そして明治に入ると、大場本家は代官から区長に任命され、また、世田谷信用金庫を設立して世田谷区民への信用授受を通して、世田谷区を東京一の人口と高級住宅街への発達に金融的支援を続け、今日に至っている。

(三) 世田谷郷中世から近世への移行

1 豪農分附作人と小農層との併存期

(一) 喜田見村の豪農層

文禄三年（一五九四）の「喜多見郷御縄打水帳」によれば豪農は図表15に示される惣右衛門、新兵衛、図書の三人であり、直営地を耕作する分附作人を働かせていた。喜田見村は、(1)おほ嶋、(2)寺ノ内、(3)その他の三農地から構成され、豪農の分附耕作人と本百姓（小農（主作）との混合二重構造を展開させる特異な村である。
（1）おほ嶋は（イ）豪農分附形態と（ロ）本百姓（小農層との混合形態）とを次のように展開する。

(イ) 豪農分附耕作人田方

図表15は4人の豪農の直営地を分付作人に耕作させている。

(ロ) 本百姓（小農層の主作）田方

図表16は十七名の小農（本百姓）による経営形態である。

（2）寺ノ内地域は豪農層として(1)新兵衛、(2)茂兵衛、(3)年次郎、(5)玄蕃、(6)新右衛門、(7)将監、(8)内蔵助、(9)助五郎等の九人の豪農層の支配となる。九人の豪農層は図表17に示される。

図表-6 ①おほ嶋区の小農経営

	小農	直接耕作	田畑地
①自作農	新右衛門分	主作	五反九畝五十八歩
	与三右衛門分	主作	二反七畝十一歩
	新左衛門分	主作	六反二畝六十一歩
	弥五郎分	主作	三反七畝五八歩
	十郎左衛門分	主作	五反四畝卅四歩
	茂兵衛分	主作	七反八畝四十五歩
	惣右衛門分	主作	二反四畝八十二歩
	図書分	主作	九反二畝六十四歩
	九郎左衛門分	主作	一反七畝四十八歩
	新兵衛分	主作	八反一畝五十四歩
	与二郎分	主作	三反九畝四十三歩
	玄蕃分	主作	六反三畝三十歩
	内匠分	主作	一反九畝二十四歩
	神右衛門分	主作	一反四畝十七歩
	善六郎分	主作	四畝十歩
	観知坊分	主作	一反一畝四歩
甚四郎分	主作	一反五畝十二歩	

図表-5 喜田見村おほ嶋の豪農層の経営

①おほ嶋豪農 = 分附小作

	分	作	歩
①地主（小作）	惣右衛門分	新左衛門作	一反一畝廿二歩
	新兵衛分	弥二郎作	一反四歩
	同 分	弥二郎作	一反九畝歩
	図書 分	五郎三郎作	一反五畝五歩
	新兵衛分	弥七作	一反九畝二歩
	同 分	弥二郎作	二反二畝十五歩
	同 分	弥七郎作	一反三畝十三歩
	同 分	弥七郎作	二畝廿七歩
	新兵衛分	惣右衛門作	二畝廿歩
	図書 分	七郎左衛門作	四反四畝廿四歩

図表-7 ②寺ノ内区の豪農層経営

②寺ノ内寺		地主 = 小作	畑
	分	作	歩
②分附 <small>＝</small> 小作	新兵衛分	弥二郎作	一反二畝廿五歩
	同 分	甚三郎作	四畝十八歩
	茂兵衛分	清九郎作	廿九歩
	与次郎分	源左衛門作	一反一畝六歩
	新兵衛分	弥郎三作	一畝廿六歩
	与次郎分	彦右衛門作	一畝十歩
	同 分	ぬい左衛門作	九畝十八歩
	玄蕃分	弥七郎作	八畝十三歩
	茂兵衛分	新二郎作	六畝廿歩
	新兵衛分	新二郎作	一反三畝 歩
	茂兵衛分	新二郎作	五畝四歩
	与次郎分	彦右衛門作	一反二畝十二歩
	新兵衛分	六兵衛作	八畝 歩
	同 分	弥右衛門作	一反二畝 歩
	新左衛門分	源左衛門作	五畝廿六歩
	将監分	喜十作	一反九畝十歩
内蔵助分	善左衛門作	三畝十八歩	
新兵衛分	源右衛門作	二畝四歩	
助五郎分	弥三右衛門作	二畝廿歩	
新兵衛分	喜十作	九畝三歩	

図表-7は寺ノ内耕区の豪農経営を現わしている。

他方、豪農層からは小百姓として独立し、耕地を主作する小農＝本百姓三十七名は図表-8によって次のように構成されている。

図表-8は五反層以下の本百姓＝小農の形成を物語り、分付小作人から独立本百姓への転換を示している。

③よこた地域—この地区での豪農層は新兵衛一人で分附作人弥次郎に十六歩を耕作させているに過ぎない。

他方、よこた地域の小農＝本百姓は次頁の図表-9に示される九人となり、小農層の多数に及び、小農層の優位は豪農層から解放され、近世の小農＝本百姓層への移行を物語り、徳川幕府の年貢を支えることとなる。喜田見村は豪農層から小農層へ移行し、近世村落

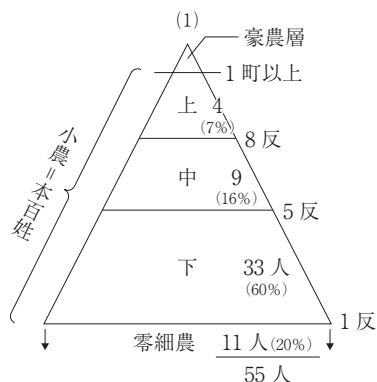
図表-8 ②寺之内区の小農層経営

②自作農	寺ゆき	主作	〈自作農〉	与四郎分	主作	五畝一五歩
	宝樹院分	主作	六反一畝七八 一畝四九	源左衛門分	主作	三反六畝四五
	弥兵衛分	主作	七畝十四歩	原右衛門分	主作	七反五二
	内匠分	主作	八反二畝六十二	与次郎分	主作	四反五畝五八
	甚右衛門分	主作	七反四畝九二	善六分	主作	一反三畝 歩
	与楽齋分	主作	五反九畝四歩	六兵衛分	主作	一反三畝廿六歩
	新右衛門分	主作	三反二畝	小三郎分	主作	一反一畝十八歩
	甚四郎分	主作	六反五畝九九	三郎三右衛門分	主作	三反二畝五八歩
	観智坊分	主作	九畝八歩	弥左衛門分	主作	五反八畝三三歩
	十郎左衛門分	主作	二反四畝卅歩	孫右衛門分	主作	一反六畝廿四歩
	与三右衛門分	主作	四反三畝十一歩	弥三郎分	主作	三畝十五歩
	図書分	主作	一反六七歩	惣右衛門分	主作	四反四畝二二
	新兵衛分	主作	五反七畝八六歩	内蔵助	主作	六反四畝三九歩
	②自作農			清左衛門分	主作	一反九畝四八
	九郎左衛門分	主作	九反一畝八九歩	源次郎分	主作	一反六畝 歩
	与三右衛門分	主作	四反五畝十五歩			
	清六分	主作	四反五畝八八歩			
	石井分	主作	二反六畝二二歩			
	玄蕃分	主作	四反九畝九二歩			
	甚三郎分	主作	八畝廿五歩			
藤左衛門分	主作	四反二畝三一				
茂兵衛分	主作	五反四畝十三				
十右衛門分	主作	五反六二				

へ発展しようとする先進的村落の一つであり、農奴解放の典型的村でもあった。

次に世田谷郷喜田見村の豪農と小農民とは三角形の上中下層に分

図表-10 世田谷郷喜田見村の階層分解図



質地主作制を制度化する原因ともなる。この喜田見村の豪農層は吉良家の家臣団による在地化の系譜を引く家臣団である点について注目すべきである。惣右衛門、新兵衛、内図書、玄蕃、将監、内

図表-9 ③よこた地区の豪農と小農

よこた	新兵へ分	弥次郎作	十六歩
③自作農	十左衛門分	㊤主作	一反一畝六歩
	新六分	㊤主作	十畝二
	同 分	畑 主作	七畝四二歩
	新左衛門	㊤主作	三畝二二
	茂兵へ分	㊤主作	一反四畝六一步
	新兵へ分	㊤主作	九畝十歩
	甚右衛門	主作	二反二畝八十歩
	新右衛門	主作	四畝二
	五郎三郎	主作	二畝六
	惣左衛門	主作	一反二畝

る。この重い年貢率は長期に見れば小農民=本百姓の困窮化を招き、このため、吉宗が

類すると図表-10のようになる。この三角型小農階層分解は一反五反迄の下層小農で六割を占めている。これに一反歩以下の十一人(二〇%)を加えると下層農は八割を占めている。徳川幕府の小農政策は中世の分附作人を小農=本百姓へ独立させ、年貢率六公四民の高い税率に基づいて三千万石を全国から収納す

蔵助等は武家の名前である。小さな喜田見村に在地化した吉良家の武士は徳川家康の支配する世田谷郷の豪農層として分附小作によって在地化するのであるが、この点前述した所である。とするなら、中世的豪農層は近世への移行の中で分附作人を小農=本百姓へ独立させて近世小農層への解放を行ない、且つ手元に譜代下人を奉公人として雇い続け、村落共同体の支配者として代官の支配を受ける村の名主、年寄層となる。八代吉宗が指摘する二十町歩、或いは十町歩の大農民は豪農層として生き続けているこれらの豪農層を指すのである。

(二) 上野毛村の豪農層

次に、豪農層が耕作地を分附小作に耕作させ、村の支配権を確立することは世田谷郷上野毛村でも同様の事態となって進行していたのである。

上野毛村は耕区を二つに分けている。

(一)宮前耕区の豪農は(一)筑後、(二)外記と(三)助七郎の三人であるが、ここでは助七郎は小農として主作する本百姓とみなされているが、しかし、(一)豪農と(二)小農との二面性を有する特異な農民である。

(一)豪農に属する分附作人は一宮前耕区で次のように譜代下人として豪農の直営地の作人となっている。これは図表-11に示される。

村の作人=譜代下人は全て(一)筑後、(二)外記そして(三)助七郎の三人の豪農層の掌握するところとなり、独立本百姓=小農層を見出せない中世の豪農層の再現と思われる存在である。

(二)東前・宮之前耕区では助七郎が豪農として加わっていて、豪農

図表-11 上野毛村の豪農=分附小作人一宮前地区

一宮前・坂上・くねそへ・谷口・坂口・東・宮上・東之上・スクモツカ

分	作	田	畑	分	作	田	畑
○築後	分 助左衛門作	八畝三	一畝二歩	同	分 弥左衛門作	四畝	九畝二十六
同	分 善五郎作		三反十八	同	分 彦十郎作		一反七畝七十二歩
同	分 彦十郎作		六畝十八	同	分 惣左衛門作		七畝六十五
同	分 松助作		二反四畝五十六	同	分 松助作		八畝三十二
同	分 神四郎分		三畝二十二歩	同	分 神二郎作		一反八畝三十歩
同	分 覚願寺作		七畝	同	分 助十郎作		七畝七十
同	分 太郎左衛門作		五畝六歩	同	分 彦七郎作		八畝
同	分 善七郎作		二反四畝五一	同	分 清十郎作		七畝十五
同	分 助三郎作		一反一畝十	同	分 助二郎作		
同	分 助二郎作		六反三畝二九				
同	分 清十郎作		七畝十四				
同	分 神二郎作		二反二十三				
同	分 助十郎作		六畝三七				
同	分 清右衛門作		一反四畝九				
同	分 弥左衛門作		五畝十八				
同	分 李助作		二畝二十四				
同	分 右京作		二畝二十二				
同	分 彦三郎作		九畝十八				
同	分 東光坊作		一反七畝三十				
同	分 又四郎作		二十四歩				
◇筑後	分 主作	二反二畝十四	二町七反七畝九				
◇外記	分 主作	四反二畝四十三	一町一畝二十七				
外記	分 東光坊作		二反二畝十二				
同	分 助左衛門作		三畝十二				
同	分 又四郎作		一反七畝三十二				

図表-12 上野毛村の豪農=分附作人一東前・宮之前地区

二東前・宮之前

分	作	田	畑
◇筑後分			
同	分 善七郎作	四反一畝八十八歩	三畝十八
同	分 主作		四反九畝三十七歩
◇外記分			
同	分 主作	九畝二十八歩	六畝二十二歩
同	分 助太郎作	三反九畝三十一歩	一反一畝十六歩
◇助七郎分			
同	分 宗円作	六畝二十四歩	
同	分 清十郎作		
同	分 覚願寺作	八畝二十二歩	

図表-13 上野毛村の小農層

弾左衛門分	主作	三畝十二歩	四畝三十四歩
善七郎分	主作		二畝十二歩
太郎左衛門分	主作		六畝十四歩
分	作		計一町三反一畝二十四歩
分	作		計畑九反一畝拾九歩
分	作		合計田畑二町二反二畝二十九歩

層は三人となり、分附作人は五人である。
 図表12は豪農支配型である。
 (三)小農層は図表13に示される次の三人であるが、実態は筑後、
 外記、助七郎のいずれかの分附作人
 譜代下人として作人になっている。

近世村落の小農は五反の耕作地と屋敷とをワンセットにしている
 ことを必要条件としているが、下野毛村では豪農の筑後、外記、助
 七郎は館やたの中に分附農民Ⅱ下人の家屋敷を有し、分附作人の家族

図表-14 上野毛村の屋敷主=豪農

三	屋敷帳	敷地
筑後分	東光坊居	三畝二十二歩
同 分	与七郎居	一畝三歩
同 分	主居	五畝四歩
外記分	松助居	二畝十二歩
六 (3町) 同分	彦七郎居	一畝十八歩
(1町4反) 同分	助十郎	二畝七歩
同 分	主居	二畝二十五歩
同 分	主居	四畝 歩
助七郎分	主居	三畝六歩

◇助七郎分	主作	一反二畝四十四歩	九反七畝四十九歩 (1町)
-------	----	----------	---------------

とその下男・下女を住まわ
せている。図表-14の「屋
敷帳」は次の分附作人Ⅱ下
人の住む屋敷を記してい
る。村は豪農層とその譜代
下人とから構成される典型
的な豪農支配の村で、中世
期の豪農層の再現でもあ
る。

世田谷郷は前述したよう
に百パーセントの豪農村
(上野毛村)を頂点にして
中世から近世への移行を一
歩ずつ進めつつあり、郷村
は吉良家から井伊家への支
配へ移行するのである。

世田谷郷は漸次豪農層の分附作人Ⅱ下人から小農層Ⅱ本百姓の支
配する近世村落へ移行し始める。この近世村落への発達を担う小農
Ⅱ本百姓の存在は分附下人と較べて圧倒的な割合を占め、上野毛の
豪農層支配構造に対して近世型小農支配村落へ移行するのは世田谷
村である。

図表-15 豪農=分附小作

古城下山崎若林田さかい分		
分	作	田
太兵衛分	市之丞作	一反七畝三十九
同 分	勘三郎作	二反四畝六歩
六兵衛分	勘七作	一反五畝三十九
同 分	善五郎作	二反一畝
藤四郎分	助左衛門作	一畝二十四
		計七反九畝八歩

(三) 世田谷村の豪農層

A (一) 田方耕区―検地帳分析

世田谷村は正保三年(一六七六)に「世田谷郷田方之分水帳」を
作成し、検地を次の四地区に分けて行ない、(一)豪農分附作人Ⅱ下人
と(二)本百姓Ⅱ小農層の混在する過渡村落として発達する。

1 田方・古城下・山崎・若林田地区の(イ)豪農Ⅱ分附作人を最初
に掲げ、次に(ロ)小農Ⅱ本百姓の主作を掲げる。

豪農層は大場家の分家(六兵衛(市
之丞)とを含め三人である。豪農三人
の分附作地は七反九畝八歩にしか過ぎ
なく、姿を消しつつある豪農層の姿と
なっている。

(ロ) 本百姓Ⅱ小農の主作田独立自営農民層―二十四人

この世田谷村古城下での小農層は二十四名で、主作地十町六反九
畝を主作し、豪農層の八反歩弱を十倍上回るのである。世田谷村は
小農層の近世村落の主要本百姓層に到達していることが窺える。

図表-17 豪農層の分付作人

2 松原橋際合羽木谷共

二郎右衛門分	九右衛門作	六畝七
市之丞分	長右衛門作	一反二畝十八
六兵へ分	長右衛門作	一反一畝二七
惣兵衛分	清右衛門作	一反六畝六
同 分	五左衛門作	二反二十
二郎右衛門分	九右衛門作	七畝六歩
		計七反二畝八十四歩

(イ) 豪農Ⅱ分付作人―田方
 図表-17の松原橋地区は(1)の古城下と同様に豪農五人の田は七反二畝である。他方、図表-18の小農十七人は合計四町六反五畝の田地を所有Ⅱ主作し、豪農の分付作地七反二畝に対して約七倍弱の主作地を有し、小農層の優位性を物語り、近世村落を發達させている。

(二) 松原橋際合羽木谷共―

図表-16 小農層の主作

古城下山崎

彦十郎分	主作	一反五畝二
久三郎分	主作	一反四畝四十七
三右衛門分	主作	三反四十四
源左衛門分	主作	三反八畝十
半右衛門分	主作	六反七畝六十八
太郎兵衛分	主作	二反七畝二十六
市藏分	主作	一反十一
藤四郎分	主作	五反二畝四一
本宿 金十郎分	主作	一反六畝一二
〃 佐右衛門分	主作	七畝十五
市之丞分	主作	九反八畝四十六
本宿 六兵衛分	主作	二反七十
本宿 長七分	主作	三反一畝三十一
才三郎分	主作	一反二畝十二
惣兵へ分	主作	八反五畝四十
善九郎分	主作	八畝
仁左衛門分	主作	三反一畝三十五
權七分	主作	二反七畝五五
太左衛門分	主作	五反六畝五十九
清右衛門分	主作	五畝十歩
喜左衛門分	主作	六畝
六兵へ分	主作	二反三畝四十
小右衛門分	主作	一反一畝二十四
松原 久左衛門分	主作	一反八畝十
		計七町六反九畝廿四

図表-19 へほう谷の豪農＝分附人

3 へほう谷赤堤田むかいにしのはし

清三郎	主作	四反九畝三五歩
同 分	はやと作	二反二畝四十二歩
同 分	市左衛門作	二反二畝六歩
同 分	太郎兵へ作	二反七畝十八歩
源左衛門分	市左衛門作	九畝十歩
		計一町三反十一歩

(イ) 豪農Ⅱ分付作人―田方
 図表-19のようにへほう谷より赤堤田の第三地区での豪農は清三郎と源左衛門の二人で、耕作地計一町三反十一歩に分付作人四人を働かせている。

(三) へほう谷赤堤田むかいにしのはし

図表-18 松原橋際小農耕作地

小農＝本百姓	耕作	面積
次郎右衛門分	主作	一反十五
茂兵衛分	主作	七反九畝三十六
茂兵へ分	主作	三反六
三右衛門分	主作	二反六畝十八
二郎右衛門分	主作	二反四畝十九
庄五郎分	主作	四反八
半右衛門分	主作	二反六畝八十
本宿八左衛門分	主作	四畝三十
本宿清藏分	主作	七畝七
左右衛門分	主作	四畝六
清藏分	主作	四畝十五
長左衛門分	主作	一反三畝十八
才三郎分	主作	七畝十八
市兵衛分	主作	一反七畝十
佐右衛門分	主作	一反一畝十八
喜左衛門分	主作	二反四畝三十六
清右衛門分	主作	三反四畝六
		計四町六反五畝二歩

(ロ) 本百姓Ⅱ小農の主作―田方

図表-21 八幡前豪農経営

4 八幡前-篤田・橋場・勝光院前

分	作人	
源左衛門分	長十郎作	四反二畝八歩
同 分	七郎左衛門作	二反八畝二十歩
同 分	市兵へ作	三反五畝十五歩
同 分	福右衛門作	二畝三十歩
市蔵分	庄蔵作	一畝六歩
		計一町八畝七十九歩

八幡前田方の豪農は図表21のように源左衛門と市蔵の二人で、田地合計一町八畝七十九歩を五人の分附作人に耕させている。豪農に対する小農は合計四町三反余りの主作地で豪農を圧倒し、小農層の優位となっている。

(イ)

豪農 || 分附作人
(四) 八幡前 | 田方

図表-20 へほう谷区小農耕作地

(ロ)

久左衛門分	主作	二反三畝四十七
久右衛門分	主作	三反四畝七十二
右近分	主作	三反三畝二十八
光徳寺分	主作	一反二畝七十九歩
		計一町四畝二十三歩

小農 || 本百姓 | 田方

他方、このへほう谷地区の小農は三人で、図表20に示されているように合計一町四畝二十三歩の耕地を主作する。このへほう谷は豪農と小農の勢力は、ほぼ均衡しているが、やや豪農層の優位となっている。

図表-22 八幡前小農=本百姓の耕作地

(ロ)

彦十郎分	主作	一反九畝四十四歩
久三郎分	主作	三反一畝二十五歩
源左衛門分	主作	一反八畝三十五歩
帯刀分	主作	六反四畝二十八歩
市蔵分	主作	三反四畝三十三歩
久蔵分	主作	二反三畝三十六歩
半三郎分	主作	一反三畝三十八歩
源三衛門分	主作	三畝十一歩
太郎兵へ分	主作	一反一畝
大兵へ分	主作	一反六畝
三右衛門	主作	二反四畝
寺分	主作	四反七畝九十歩
		計四町三反八畝三歩

小農 || 本百姓 | 田方

図表22のように八幡前田方は小農層十一人によって主作され、豪農の約三倍の田面積となっている。この地区は小農が優位する近世村落へ発展しているのが窺える。世田谷村は田と畑の割合を求めると田の少なさが目につく。田方の豪農層は1

古城下分では太兵衛、六兵衛、藤四郎の三名、2松原橋では二郎右衛門、市之丞(大場分家)、六兵衛(大場本家)、惣兵衛の四名、3へほう谷は清三郎、源左衛門の二名の合計九人である。この中には大場本家の六兵衛と分家の市之丞も加わっている。

B (一) 畑方耕区 | 検地帳分

析

次に、世田谷村は畑方を最大の耕作地にする都会型の畑作地帯を形成する。

(イ) 畑方(一)下町の豪農 || 分附作

人関係

下町豪農層の中心は大場家の

図表-23 畑方世田谷下町地区

1 地主=小作人

地主	小作地	歩
分		
三右衛門	八町一反六畝六三	
大浜へ	一町八反十二	
太郎兵へ	二町二反九畝二	
市之丞	五反四畝九十二	
仁右衛門	一反二畝八	
小右衛門	一反二畝八	
6人計	十二町十反七畝七九	計

図表-25 世田谷上町豪農経営
(上町豪農分附耕作地)

二 上町	
六兵へ	五町一畝八十六
市之丞	一町十反一畝七十五
藤四郎	六反五畝四十八
帶刀	一反三畝六
久三郎	八反三畝六
金十郎	二畝二十
彦十郎	七畝二十六
源左衛門	一反三十三
又三郎	三反五畝
清三郎	一反九畝三十五
10人計	九町三反二畝四十

(イ) 畑方耕区—検地帳分析—上町の豪農層

一 図表-25に示されているように上町豪農分附耕作地は十人で計九町三反余りの畑作地である。上町は世田谷村の中心であり、大場家六兵へ(本家)の五町を筆頭として豪農十人で九町三反を分附作人によって耕作する所である。

図表-24 畑方：世田谷下町の小農

2 農民=耕作地

一 下町

農民	畑地
分	歩
太郎兵衛	一反九畝二十七
三右衛門	八畝六
九兵へ	七畝四十
主作	六畝十八
計	四反九十二

(ロ) 下町の小農=本百姓
分家市之丞であると同時に、世田谷郷の代官でもある大場家分家の六人の豪農層は十二町の分附小作地を有し、小農民の四反を圧倒する豪農支配地である。

図表-24のように下町は世田谷村の中心から外れ、小農四人で四反余りの畑作をしているにすぎない。下町での大場家分家の勢力が強い所である。

図表-26 上町本百姓=小農耕作地の分布

同	分	主作	一反一畝二十四
六兵衛分	藤四郎分	主作	三反八畝
二十歩		主作	六反二畝三十九歩
帶刀分		主作	二反二十四歩
市之丞分		主作	二町四畝五十三歩
市藏分		主作	八反二畝九十七歩
清九郎分		主作	二反三畝二十四歩
庄藏分		主作	四反八畝八十四歩
彦十郎分		主作	八反一畝八十三歩
金十郎分		主作	七畝十歩
久三郎分		主作	二反四十二歩
庄藏分		主作	二反二十四歩
	分	作	計七町三反廿六歩

(ロ) 上町本百姓=小農耕作地

他方、上町小農層十一人は図表-26のように七町三反歩余りを耕作(畑)し、豪農層と五分の状態になりつつある。しかし、大場本家六兵衛は三反八畝、分家市之丞は二町四畝の畑地を主作する小農として位置づけられている。
この上町は大場本家六兵衛の住んでいるところであり、分附小作地は五町一畝と最大を占め、続くのは分家の世田谷代官市之丞の一町十反である。大場家二人の合計は六町十反で上町豪農地九町三反の約三分の二(六六%)を占める最大の豪農であることが窺える。

他方、図表-26の如く、上町の本百姓=小農層は十一人で七町三反を占め、豪農地を下廻っている。しかし、上町だけに限定しても、世田谷村の豪農層は小農=本百姓の七町三反に対して九町三反と上廻って、近世村落への移行における過渡期にあることが窺える。世田谷村は世田谷郷の中核を占め、正保三年(一六四六)段階で中世から近世への移行過程途上にあることが窺える。

他方、上町本百姓=小農層の最大農民は大場分家の代官市之丞で小農地とし二町四畝を自作している。したがって、市之丞代官は(一)

図表-27 世田谷村満中在家うら

三 満中在家うら道ばた・北本宿勝田寺林・城西橋

惣兵衛分	久三郎作	二十歩
同 分	長右衛門作	一畝二十五
市之丞分	久兵へ作	七畝五十歩
同 分	主作	一反二十歩
惣兵へ分	五郎左衛門作	六畝三十七歩
半右衛門分	市右衛門作	一反六畝八十五歩
清三郎分	新口衛門作	二反七畝三十三
同 分	六右衛門作	二反二十二歩
		計八反九畝七十二歩

(一) 満中在家うらの豪農分附耕作地は図表-27の如く五人で計畑地八反九畝である。一方、図表-28のように小農層は三十一人、計畑地十一町五反余である。満中在家うら畑地は小農層が十一倍の畑作地を耕やす小農層の支配地であると云える。

(三) 世田谷村満中在家うら

豪農地一町十反と(二)本百姓＝小農民八反三畝と合計約二町歩となる。他方、本家の六兵へは豪農地五町一畝と本百姓地は五反八畝であり、合計すれば約六町歩弱となり、市之丞代官の土地二町歩を三倍ほど上廻る世田谷村の中の最大土地所有者の一人である点に注意すべきである。

図表-28 世田谷村満中在家うらの小農＝本百姓とその作地

藤四郎分	主作	三反六畝八十二	市兵衛分	主作	七畝四十三
市蔵分	主作	二反八畝九十二歩	仁左衛門分	主作	八畝十五
惣兵衛分	主作	二反六畝九十七歩	惣兵へ分	主作	五反九畝四十
半右衛門分	主作	四反九十六歩	光徳寺分	主作	一反四畝二十八
藤十郎分	主作	六畝五歩	清三郎分	主作	一町一反六畝七十一
彦十郎分	主作	六畝五歩	源左衛門分	主作	七畝三十四歩
市之丞分	主作	三反三畝二十一歩	帯刀分	主作	二反八畝三十二
六兵衛分	主作	二反一畝五十三	分 作		計十一町五反八畝十三歩
清九郎分	主作	一反七畝二歩			
金十郎分	主作	七反八畝六十一			
長七分	主作	三反六畝四十九			
善九郎分	主作	八畝二十六			
清蔵分	主作	二反三畝二十一			
長左衛門分	主作	五反四			
六兵へ	主作	三反六畝二十三			
才三郎	主作	八畝十三			
平十郎	主作	一反二畝三十二			
市兵へ	主作	八畝二十五			
八左衛門分	主作	一反九畝八十二			
左右衛門分	主作	一反一畝五十一			
長右衛門分	主作	一反三畝四十七			
四郎兵へ分	主作	五畝三十四			
佐左衛門分	主作	四畝二十			
佐右衛門分	主作	一反四畝二十八			

(四) 満中在家うら本百姓＝小農耕作地

図表-29 孫六ヶ谷の豪農＝分附作人

四 孫六ヶ谷・竹藪之内・山崎嶋山はたる若林道はた・松原道はた・北沢くは本宿～栗原前

清右衛門分	市左衛門作	四反六畝二十五	同 分	久兵へ作	五畝
同 分	長次郎作	一反三畝十六	三右衛門分	善正寺作	一反三畝
同 分	藤右衛門作	二反八畝三十七	二郎右衛門分	九右衛門作	三反一畝三十四
惣兵衛分	五郎左衛門作	八畝八歩	9人		計五町二反六畝五十三歩
喜左衛門分	平三郎作	九畝十八歩			
半右衛門分	勘七作	四反八十三			
同 分	勘三郎作	五反七畝六十三			
同 分	又左衛門作	五反五畝四十二			
同 分	与次右衛門作	三反八畝六十一			
同 分	次左衛門作	一反八畝六			
同 分	清兵へ作	一反二畝二十三歩			
同 分	太郎左衛門作	一反四畝二十			
市之丞分	久右衛門作	六畝七十			
市之丞分	茂左衛門作	五反八畝廿五			
同 分	二郎右衛門作	二畝十七			
惣兵衛分	与右衛門作	一反三畝二十			
同 分	五左衛門作	一反三畝			
同 分	勘三郎作	一反十二			
同 分	佐右衛門作	一畝三			
同 分	九右衛門作	一反八畝十二			
惣兵へ分	七郎左衛門作	二反四畝八			
同 分	久四郎作	一反五畝十二			
同 分	佐右衛門作	三反六畝二十六			
同 分	九右衛門作	二反三畝			
同 分	五左衛門作	一反二十八			

(四) 孫六ヶ谷～栗原前
(イ) 孫六ヶ谷の豪農分附耕作

孫六ヶ谷の畑作地は図表-29の如く豪農層九人の五町七反余りに対し、小農層の二十七人は図表-30のように合計九町四反三畝余の畑地で豪農層に対し約二倍余りの大きさで、小農層優位の地である。

図表-31 竹之上松原豪農＝分附

五 竹之上松原ウラ畑宮之上迄

惣兵衛分	佐右衛門作	五畝二十
惣兵へ分	与右衛門作	一反五畝十
同 分	久四郎作	三反一畝四十六
同 分	多左衛門作	一反四十九歩
同 分	太郎兵へ作	二反二畝六十
同 分	佐左衛門作	一反二畝三十六
同 分	五左衛門作	四反二畝二十四
同 分	勘三郎作	四反一畝六十六
同 分	勘七作	九畝三十六
同 分	勘七郎作	一反一畝三十五
半右衛門分	次左衛門作	九反七畝二十一
同 分	与次右衛門作	二反二畝二十
同 分	又左衛門作	三反四畝五十一
同 分	勘七作	二反三畝六十一
久右衛門分	長三郎作	一反二畝十三
同 分	勘三郎作	四畝八
同 分	十左衛門作	一反二十二歩
同 分	佐左衛門作	一反六畝十三
同 分	左近作	一反四畝二十八
同 分	主作	二反六畝六十七
同 分	八右衛門作	一反九畝三十
同 分	長十郎作	一反二十四
源三衛門作	七郎左衛門作	二反二畝十七
同 分	主作	九反六畝十一
市蔵分	庄蔵作	一反八畝三十四
		計 六町三反二歩

(五) 竹之上松原ウラ畑宮之上
(イ) 竹之浦豪農分附耕作

図表-30 孫六ヶ谷の小農耕作地

喜左衛門分	主作	五反三畝四十九
平三郎分	主作	一反二畝
清右衛門分	主作	二反四畝五十一
市之丞分	主作	六反五畝三十六歩
小右衛門分	主作	五反六畝三十六歩
太左衛門分	主作	六反九畝六十二
権七分	主作	三反八畝五十四
仁左衛門分	主作	八反九畝五十七
惣兵へ分	主作	一反三畝十三歩
茂兵へ分	主作	一町二反一畝九十二
惣兵衛分	主作	二反八畝八
二郎右衛門分	主作	三反六畝三十七
右近分	主作	四畝一
長七分	主作	三反八畝三十五
才三郎分	主作	一反七畝十八
清蔵分	主作	一反七畝十八
長左衛門分	主作	一反七畝二十七
佐右衛門分	主作	五反二〇
市兵へ分	主作	一反九畝六
八左衛門分	主作	三反五畝四十五
金十郎分	主作	三反六畝二十二
久右衛門分	主作	一反四畝六十六
平十郎分	主作	二反二畝四十三
善九郎分	主作	三畝四十六
久左衛門分	主作	三畝八歩
半右衛門分	主作	二反八畝四十七
次郎右衛門分	主作	三反六畝二十七
		計九町四反三畝七十七歩

(ロ) 孫六ヶ谷小農＝本百姓耕作

図表-32 竹之上松原小農=本百姓耕作地

半右衛門	主作	三反四畝十二	清藏分	主作	一反七畝十八
惣兵衛	主作	三畝	長右衛門分	主作	二反三畝三十四
惣兵へ	主作	一反四畝九	佐右衛門分	主作	三反二畝九十四
久右衛門	主作	三反三畝	八左衛門分	主作	二反六畝三十九
右近	主作	三反七畝五十四	金十郎分	主作	三反五畝五十一
久左衛門	主作	二反九畝二十二	茂兵へ分	主作	四反四畝十四
二郎右衛門	主作	三反六畝五十三	善九郎分	主作	四畝二十四
次郎左衛門	主作	七畝十二	平十郎分	主作	三反一畝六十五
久藏	主作	二反八畝三十一	長左衛門分	主作	一反九畝五十二
半三郎分	主作	三反五畝			十五町七歩
所左衛門分	主作	一反九畝九十二			計二十一町三反八三畝廿三歩
帯刀分	主作	二町八畝九歩			
源左衛門分	主作	七反七畝四十九			
市藏分	主作	五畝十二			
喜左衛門分	主作	五反九畝六十二			
平三郎分	主作	一反二畝			
清右衛門分	主作	二反八畝五十九			
市之丞分	主作	六反五畝三十五			
小右衛門分	主作	一町七反二畝八			
権七分	主作	八反四畝九歩			
太左衛門分	主作	八反二畝二十三			
仁左衛門分	主作	八反九畝三十			
次郎右衛門分	主作	四反三畝三十八			
長七分	主作	四反一畝四十四			
市兵へ分	主作	二反二畝六十六			
才三郎分	主作	二反五畝三十四			

(ロ) 竹之浦本百姓＝小農耕作
 小農層三十五人は図表-32のように合計十五町歩を主作して、豪農層の六町五反の三倍強となり、竹之浦松原地区の小農層優位となる。

豪農層六人は前頁図表-31の如く分附小作地六町五反余りの畑地を所有する。

図表-33 宮の上豪農=分附作人

六 宮上・浄徳院へほう分		
半三郎分	忠右衛門作	二反八畝十八
右近分	主作	一反
久藏分	主作	一反七畝五十五
源左衛門分	長十郎	二反八畝四六
同 分	主作	八反五畝三十六
喜左衛門分	主作	一反四畝十二
同 分	助左衛門作	一町三反四畝三十九
同 分	市左衛門作	二反一畝三十四
清右衛門分	藤右衛門作	四反八畝四十七
二郎赤衛門分	九右衛門作	一反六畝
同 分	主作	九畝十八
茂兵へ分	主作	一反二十四歩
同 分	藤十郎作	一反五畝二十三
清三郎分	半十郎作	四反九畝三十八
同 分	太郎兵へ作	三反八畝二十九
同 分	五郎左衛門作	二反五畝十九
同 分	多左衛門作	七畝廿四
同 分	太郎兵衛作	一反
同 分	多左衛門作	六反四十七歩
同 分	主作	二反二畝十五
同 分	六右衛門作	一反三畝二
藤左衛門分	三九郎作	五反一畝十六
		計七町一反四畝三十八歩

(イ) 宮上・浄徳院へほう谷
 宮上へほう谷豪農分附耕作

図表-33のようにこの地区畑地は豪農地七町一反、他方小農地は図表-33に示されるように二町七反余り、合計九町八反となる。豪農地と小農地とは同じ畑地となり、両車の均衡地となり、二重構造を形成する。

(ロ) 宮上へほう谷本百姓＝小農耕作
 小農層は十二人、図表-34のように合計二町七反余りの畑地を主作し、豪農層の三分の一程度に過ぎない。
 したがって、この地区は豪農層優位の地であると云える。

図表-34 宮の上小農耕地

主計分	主作	二畝十歩
右近分	主作	三反二十六歩
久蔵分	主作	一反二畝十四
半三郎分	主作	五畝三
清右衛門分	主作	三反四畝四十四
喜左衛門分	主作	六反九畝六十七
二郎右衛門分	主作	七畝
茂兵へ分	主作	一反二十三
久右衛門分	主作	五反二畝二十八
主作分	主作	二反二畝十五
清三郎分	主作	三畝二十二
三九郎分	主作	二反二畝六歩
	分	二町七反五十八歩
	作	計二町七反六畝十八歩

る過渡的段階であると、結論づけることで水帳＝検地帳分析の意義と結論とを見出せるであろうと考える。

(四) 近世期 純粹封建制の発達

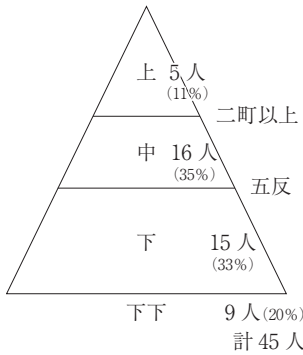
徳川家康が慶長八年（一六〇三）に後陽成天皇から征夷大將軍に任命され、徳川幕府の成立を見ることになるが、世田谷村の検地帳はそれから四十三年後のことである。わずか、五十年余りで世田谷村は中世郷の豪農分附作人制から近世の本百姓＝小農作人制へ移行しようとしており、世田谷村の指導者である大場本家の村名主の世襲と分家市之丞の世田谷代官世襲制とを両輪にして近世純粹封建制への担い手として指導力を発揮するのである。

第二の結論は世田谷村の(一)豪農分附制と(二)小農＝本百姓制との農民層分解を三角図によって分析すると、次の二つの三角型農民層分

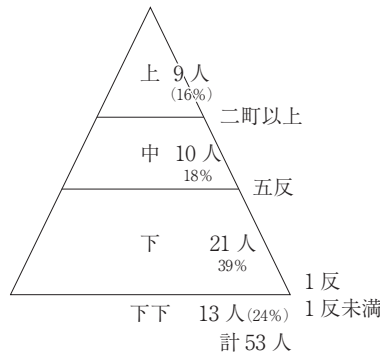
正保三年（一六四六）世田谷郷水田及び畑地検地帳＝水帳は莫大な記録であり、(一)豪農分附耕作と(二)本百姓＝小農主作との二類型に分れるが、結論づけるなら、豪農分附耕作が小農＝本百姓を上廻って発展する純粹封建制への発展途上にある。

図表-35 世田谷村の豪農と小農の農民層分解

(1) 豪農分附作人の農民層分解



(2) 小農＝本百姓の農民層分解



解となる。

小農と豪農との農民層分解を比較する場合、一つの基準段階を設定して、比較しそれぞれの特徴を抽出することが望ましい。その場合、三角形の中で上・中・下の基準点を設定する。ここでは、幕末に農民層分界点を自から設定して、村の小農層が上層分解して成長しているのか、或いは逆に小農層の窮乏化による没落化しているのかの基準点を耕地五反歩に設定し、中農農民層（五反―二町）の地位を設定し、二町以上を上層富裕層として逆に五反以下を下層民として区別するのである。

幕末に入ると、この上中下三角形で小農層分解を検討すると、一般的に小農層は隸細化して没落する傾向を描くこととなる。

徳川幕府が小農層の窮乏化によって内部崩壊へ

の道を急速に早めると、幕府は外的な崩壊に直面する。幕府は西洋列強との軍事力格差に直面し、つまり幕府の種ヶ島銃は連発式ライフル銃、アームストロング砲そして戦艦黒船の火砲力の前に玩具化し降伏せざるを得なくなるのである。

しかし、徳川幕府の崩壊は小農層の窮乏化に由るのであり、既に八代吉宗によって小農の没落、窮乏化を阻止し、且つ、幕府の土地永代売買禁止令を維持するという両方による小農層の没落、零細化を防ぐために質地小作制を農業政策の中心立法として制定化することに全力を注ぐ。ここに、吉宗が徳川幕府の中興の祖と云われる原因を垣間見るのである。

徳川幕府が小農層の発達に由る純粹封建制の発達に支配基盤を置くと、発達か崩壊かは小農層の両極分解する上中下の三角図で検証することが求められる。

既に三角図で計られる農民層分解の程度は世田谷村の(一)豪農層と(二)本百姓＝小農層との二つの経済圏の重なり合う過渡的状态を検証することで立証される。世田谷郷の豪農制と小農制の両者併存的展開は、徳川幕府の成立期を特徴づけ、八代吉宗の時点で小農制の確立を見ることとなる。しかし、急激な貨幣年貢への移行は小農層の窮乏化を促進し、災害、一揆等により幕末に毎年五十万両以上の赤字を慢性化させ、財政上崩壊を招くこととなる。

世田谷郷は漸次小農層を中心とする近世村落を発達させる。近世村落は単婚家族制と小農制家屋敷、つまり、世襲長男家と世襲農地との一対化＝ワンセット化とに立脚する近世村落へ発展し始める。

IV部 近世期世田谷郷・小農層の両極分解

(一) 一六七四年馬引沢村の豪農と小農の二重構造

この馬引沢村も世田谷村と同様に豪農層と小農層との二重経済社会を発展させている。

図表-36 馬引沢村の豪農

延宝二年(1674)四月、世田谷領馬引沢村野米開発御検地水帳

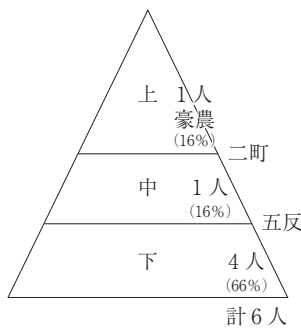
豪農層	名分	畑歩
	右近	三町三反九畝八十三
	茂兵衛	一町四反六畝五十七
	平右衛門	一反六畝五十八
	作右衛門	一反二畝四十三
	甚五兵衛	二反一畝三十二
	三右衛門	二反一畝四十四
	六人 計	五町五反八畝十七歩

(「世田谷区史料」第四集 86-88p)

(イ) 豪農層は吉良氏の家臣による在地化と思われ、右近を筆頭に豪農分附作人を直営地手作経営に動員する。

(ロ) 豪農層と小農層とは両極分解の図表-36と図表-A三角図の中で次の農民層分解となる。

図表-A

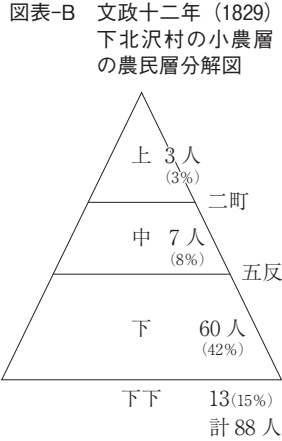


馬引沢村は豪農を頂点にして小農層との二重構造を形成する過渡的近世村落の構造を表しているが、一般的に小農型の近世村落へ移行する途上にあると云える。

(二) 下北沢村の小農層

文政十二年（一八二九）世田谷領下「北沢村宗門御改帳」一キリシタン取締のため、幕府は全国の寺院に旦那檀家の家族改めを命じ、家族構成、五人組、村落役人の全てを調査し、と同時に、農民の耕作地面積をも記録し、その家の土地面積をも改帳に記録している。結論づけるならば、下北沢村は家数六十五軒、人数九拾九人の大規模村落である。下北沢村は東叡山等覚院の支配する村であるが、同時に天台宗吉祥院と天台宗福泉寺との支配下に置かれてい

る。
北沢村宗門改帳の農家別耕作地は計八十三家族の耕地面積を記録し、三角形の農民層両極分解図に表わすと、次の三角形図となる。



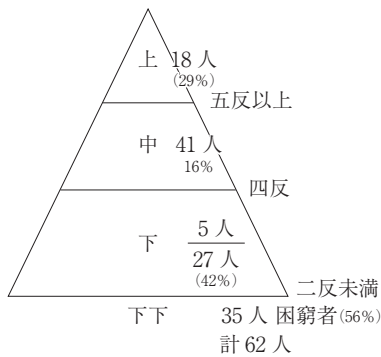
下北沢村では豪農制分附作人は姿を消し、小農制の近世村落へ移行し、純粹封建制の確立期の姿を現わしている。しかし、八代吉宗が直面していた小農層の窮乏化がこの下北沢村の小農層の両極分解の中に姿を現わしつつある。というのは、五反以下の下層は六〇人

で全体の四十二パーセントとなっている。さらに、一反未満の困窮層は十五パーセントを構成する。したがって、小農層の下層は五十

七パーセント、つまり六十パーセント弱を占め、小農層から零細農民へ移行し、その窮乏化を強めつつあるという困窮化過程の途上にある。すなわち、徳川幕府は五反層の小農を中核とする両極分解による純水封建制の崩壊を迎え、内部解体への螺旋的下降過程を一直線に辿りつゝあるのである。

最後に、小農層の両極分解は「明治二年（一八六九）社倉御取立二付持高其他取調書上帳」の荏原郡経堂在家村における三角図に要約される。この経堂在家村は農民層分解の三角図を自ら草案して明治二年段階の小農民層の両極分解を立証する特異な近世村であると云える。

図表-C 明治二年（一八六九）経堂在家村小農両極分解三角図



この経堂在家村は小農の農民層分解の三角図を描いて上中下の

下の下下層の過半数（五十六％）を上廻る約六割弱の多数を以て小農層の崩壊と江戸時代から明治時代への移行過程を特徴づけるのである。明治時代は江戸時代の小農層による純粹封建制から明治時代の寄生地主制へ移行し、王政復古を開始する。江戸から明治への移行は小農層の困窮化過程の到達点、つまり、徳川幕府の内部崩壊過程であつたと云える。

V部 徳川幕府の危機と八代吉宗の農業政策

純粹封建制は小農層の経済的發展に支えられ、とりわけ米の年貢による生産物地代を経済基盤にして發展し、徳川幕府の世界史的特質となる。家康は豊臣秀吉の命令で二百五十万石の知行高で関八州へ移封するのである。

家康の受けた二百五十万石は関ヶ原の戦いで石田三成を破ると、天下の征夷大將軍として三千万石へ十二倍の増額となる。二百五十万石から三千万石への増加は、小農層の米農家としての年貢高に負うている。

(一) 純粹封建制と世界史

世界史の中でこうした生産物地代の米年貢に支えられて二百六十年の歴史を刻むのは徳川幕府だけであり、小農層の世襲制と長子相続制、つまり、家制度と世襲制のワンセットは徳川幕府、とりわけ八代吉宗によって質地小作制の条件として維持され、小農層の強化へと帰結する。それゆえ、次に吉宗の質地小作制について分析し、

吉宗の徳川幕府中興の祖と云われる所以を明らかにする。

徳川幕府は全国三千万石の米収納を幕府の財政基盤にし、そのうち二千二百万石を譜代と外様大名へ配分し、残り八百万石は幕府の財政収入として幕府の台所収入源とする。これら三千万石は全国の小農層の年貢米作によって毎年再生産される。幕府はこの年貢六公四民を維持するため小農層の家屋敷と耕地一町歩とをワンセットとする。このため、幕府は中世豪農層の分附下人を小農民として独立させ、或いは分家として小農民へ解放することを農業政策の目的とする。中世から近世への移行は、中世豪農の分附下人⇨譜代下人を小農民として解放する農奴解放によって果されるのである。幕府は中世豪農の分附下人を小農層⇨本百姓へ解放し、近世村落の担い手として、且つ米年貢の担い手として位置づける。

(二) 吉宗の質地小作制と法的検討

吉宗が質地小作制の立法を考えるに至った主な出来事は「関八州伊豆国辺より多訴出候」の訴訟に由るのである。しかも、この質地訴訟の原因は幕府の御代官、奉行が困窮化した小農層を救うために質地入れを推進する政策を広汎に展開し、訴訟をも深刻化させたのである。したがって質地訴訟は幕府の小農政策を衰退させることになる。質地への訴訟は深刻な小農層の困窮と没落とを反映するものとなる。

質地問題の訴訟は一步間違えるなら幕府の崩壊原因にもなりかねないという考えが吉宗を初めとする評定所の人々にも思いに至り、幕府全体の問題としてその解決策を求められるのであり、その全般

的危機に頭を悩ますのである。幕府を揺るがす根の深いものと吉宗を始めとする評定所の人々は受け止め、評定所の中で次のように取り組むのである。

『右質地出入ハ関八州伊豆国辺より多訴出候間右国々計相触私領方江ハ最寄之御代官より通しさせ候様ニ可仕候 又村々五人組帳私領二者無之も御座候由ニ候間左様之村方ハ最寄之御代官江領主地頭より承合此度改帳面渡候様ニ是又御代官より相通しさせ可然奉存候 依之奉伺候以上』
〔徳川禁令考後聚〕第一帙325頁

吉宗と評定所は質地問題を取り挙げ、会議を重ねるが、享保年間から元文年間にかけて長い時間を懸けることとなるが、結論としては質地小作法の制定に向けての評議となる。この評定所の討議は幾つかの申し合わせ事項を積み重ねて問題の解決を計ろうとするものである。質地訴訟の原因となった知行所の質地による用金調達について次のように明らかにする。

〔一七三五 八代喜宗 享保二十年 知行所江用金申付候儀ニ付御触書
知行所百姓ニ申付田畑質地ニ入 金子借出させ候類有之候个様之儀有之間敷事ニ候 向後無用ニ可致候 右之外ハ只今迄之通たるへく候』
(前掲書、319頁)

質地の普及は、幕府知行所の小農救済策として進められる。「知行所百姓ニ申付田畑質地ニ入、金子貸出させ候」と、質地金融は困窮する小農層の救済と見なされているが、しかし、吉宗を含む評定所は質入れを否定して「个様之儀有之間敷事ニ候」と見なし、「質地」について「向後無用ニ可致候」と御法度の意向を表明する。

評定所は質地に対して現場知行所の質地奨励策との乖離に苦しむ。こうした、現地と政策決定機関との間の対立、乖離は評定所での質地小作法の討論を長びかせ、且つ問題の本質を把握するのに次のように長い討論と時間を掛けることとなる。

『右之通関八州并伊豆国村々江可被相触候私領之村方江ハ其最寄之御代官より不洩様相通可被申候且私領方ニハ百姓五人組帳も無之村方も有之由に候間是又最寄之御代官より其領主地頭江相通し此度改帳面渡候様是又可被申通候 以上』

この質地小作令の要旨は次の三点となる。

- (一) 質地証文には借主農民の名主、五人組頭の加印が必要であると。
- (二) 地主の借金期間は十ヶ年とし、この間に借金を返済すれば、質地の返済を受けられるが、しかし、十年過ぎれば、質地は流れてしまふ。
- (三) この十ヶ年の間、金貸し側は土地の年貢と夫役等の勤めを果すことを条件とされる。

以上の三点のように、質地小作令は小農の土地維持政策と幕府の年貢確保案との両方を充たす幕府の農業政策となる。

質地在巡る訴訟は吉宗に質地小作法の制定に取り組ませ、元文二年（一七三七）に「質地之儀ニ付触書」を次のように布達させることとなる。

（一七三七）八代吉宗
元文二年 質地之儀ニ付触書

覚

一名主加判無之質地証文之事

一名主置候質地ハ相名主又ハ組頭等之役人加判無之証文の事

一拾个年季を越候質地証文之事

右三個條之儀并田畑永代売買又ハ地主より年貢諸役を勤 金主八年貢

諸役を不勤質地之類ハ前々より御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之処

右之通之不埒之証文を以訴出候も有之候自今五人組帳名主庄屋等より

大小之百姓等江度々説聞不致忘却様可仕候

一享保元申年以來年季明候質地ハ自今年季明拾个年過訴出候ハ、取上

無之事

一金子有合次第可請返証文有之質地者質入之年より拾个年過訴出候

ハ、取上無之事

右二個條自今拾个年之内訴出候ハ、取上裁断有之候右年数過候分ハ取

上無之事

右之通村々ニ而可相心得者也

幕府は質地小作法の打ち合せと討議の中で(1)「触書」、(2)「書付」
そして(3)「一座申合之覚」を次々と纏めるのである。

(1)評定所の「触書」は次の内容となる。

『寛保二年三月上り候帳面之内

元文二巳年

①質地之儀ニ付触書

②質地之儀ニ付申上候書付』

元文二年の触書は小農の立場を維持するため十年間に返済すること
を義務づけ、小農の地位を回復するよう擁護する点を中心に評定所で
議論を続ける。

これらの議論を重ねて質地小作法の骨格が姿を表わす。質地小作の
触書と申上る書付は評定所で纏められて吉宗に提出される。

『伺之通可仕旨被仰聞承知仕候

巳二月三日 評定所一座

百姓田畑質地取引之儀村方五人組帳ニ書記有之候忘却仕不埒之証文
を以奉行所江訴出候を有之候付取上不申候依之田畑ニ離候百姓も御座
候間左之通触知らせ置可然奉存候ニ付申上候

覚

一名主加判無之質地云々ノ件

此儀名主加判無之質地百姓共相對ニ而ハ倍金或ハ永代売頼納売等ニ
准候』

質地小作法の骨格は評定所で議論される三ヶ条を中心に纏められ
る。三ヶ条とは①名主、五人組の加印のこと、②金主は質地の年貢、
使役の義務を果すこと、③は質地は十年間とし、その間借金を返済す
るなら、金主は質地を地主に戻すこととの、三条件である。

評定所が質地小作法の制定を目指して議論を深めている中で、質地小作法の三要件を定め、(一)名主、五人組の加判、(2)質地期間の十ヶ年間の設定、(三)その間、金主に返金するならば、質地を地主に戻すことを金主に義務づけること等を定め、質地小作法の骨格作りに入る。評定所は①「触書」、②「書付」を経て、③「質地出入一座申合之覚」へと議論を深めるが、次に「一座申合之覚」を次に取り上げる。

『③質地出入一座申合之覚』

①享保十年巳八月

一質地之本証文取上無之分之小作滞も取上申間敷事

享保十一年午六月

一別小作人小作滞有之由訴出候時日切済方申付候得共日切ニも不相済候得者小作人身代限ニ申付其もの所持之田畑迄為相渡候処自今者諸道具之分ハ不残相渡田畑者小作金之多少ニ応し年数限金主方江為相渡年数過候ハ、小作人江相返候様ニ可申付候但小作人所持之田畑質物ニ入置候分ハ田畑持不申もの同前ニ諸道具ハ不残相渡させ家屋敷ハ渡させ申間敷候尤田畑不致所持ものハ勿論諸道具計為相渡可申候』

享保十年の申合は①質地証文が無い訴訟は取上げなくてもいいこと、②小作人が小作を滞るとどまるなら、田畑と伴に農機具も渡すこと③契約年数が来たなら、金主は土地を返却すべきである。等の三点を申合わせる。

②享保十一年七月

『一評定所一座其外重キ御役人知行等出入之儀ハ何之上裁許申付候得共

質地出入者裁許之筋兼而相極り有之事に候間右之衆中知行百姓等二も不及伺可致裁許事』

享保十一年七月の評定所申合は質地出入の裁許は為すべきではないと答申される。

③元文元年辰九月(一七三六)

『一享保十四年以来質地証文名主加印又ハ名所等無之質地難立分者書人ニ准し候筈ニ候然れハ質地証文年季掛り候共借金ニ准候上ハ年季無構元利共三十日限済方可申付候但小作滞之儀ハ高利に當り候ハ、是又一割半之利足ニ直可申付事』

元文元年の質地小作の申合せは質地証文に名主、五人組の加印無く、欠落しているなら、証文は無効となる。尚、小作滞りの償いは一割半の利足に直して申付けることとする。

『右之通評定所一座評議之上相極』

質地出入一座申合之覚

享保十年八月

○一質地之本証文云々元文三年ノ条文ニ同シ

享保十一年六月

一別小作人小作滞在之由云々同上

享保十一年七月

一評定所一座其外重キ云々同上

享保十一年八月

一質地年季之内不請返候ハ、流地可致旨之文言證文ニ書入置年季明規

定過請房之儀地主願出候共取上申間敷候事』

享保期の質地小作の評議は十年で請返すかどうかが基本の問題として議論され続けた。結局、小農保護の観点から十年で借金返済すれば、地主の小農は金主から土地の返却を受け戻せることに纏める。

尚、小作滞りの処罰と責任は取上げないことに申合せている。

『元文元年九月

一享保十四年以来云々元文三年一條文二同シ

右之通云々同上

質地出入取捌之事

一質地本証文取上無之文小作滞も取上不申事

一別小作者日限濟方申付候上不相濟候ハ、身代限可申付事

一重御役人評定所一座知行所出入も質地之文ハ不及伺裁許可申付事

一名主加印又ハ名印無之享保十四年以来之質地証文ハ書入借金二准日

限濟方可申付事』

評定所の申合せの件は(一)質地証書の件、(二)小作料滞の件、(三)質地年季の件、(四)質地流れの件等を中心に打合せをして、質地小作法の骨格条項について検討を積み重ねるのである。さらに、評定所は質地に関する裁許を認めない方針であることを全員一致して決めるのである。その上、質地証文の無い訴訟、または小作料滞りの訴訟も取り上げないことを申合せる。

(一七七七 八代吉宗)

『元文二年

質地之儀ニ付触書

右三個條之儀并田畑永代売買又ハ地主より年貢諸役を不動質地之類者前々より御停止ニ而村方五人組帳ニ書記有之処右之通之不埒之證文を以訴出候も有之候 自今五人組帳名主庄屋等より大小之百姓等江度々為読聞不致忘却様可仕事』 (前掲書321頁)

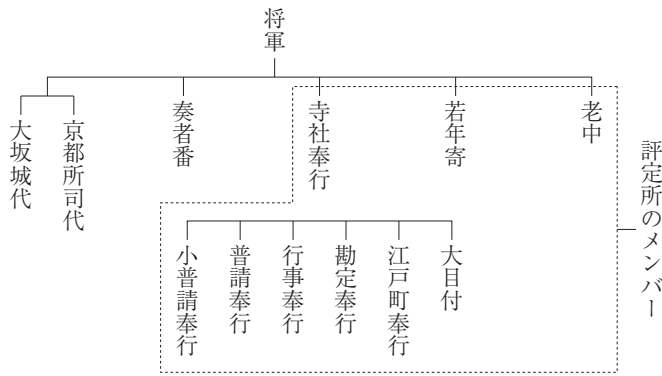
享保年間に評定所での議論は元文二年に「質地ノ儀ニ付触書」と「質地ニ付申上書」として纏められ、「質地之儀ニ付触書」に纏められることとなり、元文二年で結末を迎えることとなる。

吉宗が八代將軍に就任すると関東八ヶ国を中心にする質地流れによる訴訟、農民騒動に対し、吉宗は土地永代売買禁止法に反しない範囲で質地小作法の制定に取り組むのである。質地小作法の最大の問題点は質地期間の長さに係わる点であり、二十年にするか或いは十ヶ年にするかの二者択一の点で争点になっていることについて次のように指摘する。

此儀享保元申年江年季掛候質地出入者取上有之候 申年以前之分ハ取上無之旨享保八卯年御触御座候然ル所享保元申年より最早年数貳拾ヶ年余相立手入等仕候得者年数経候而者質地取候もの迷惑仕其上前々より右之類拾箇年以前之文ハ願出候而も取上不申候間旁書面之通年数相縮メ可然奉存候

以上の質地小作法の準備に多く時間を要したが、質地期間の流れは十ヶ年過ぎの説を取り、二十年説を排するのである。

図表-37 徳川幕府の評定所組織



「江戸時代館」246-247より作成

老中は評定所の審議に加わり、決定に大きな権限を有する。評定所は司法・立法そして行政の三権を有する幕府の最高決定機関であり、主に各奉行所、大目付、若年寄とからなり、次の幕府の意志決定機関となる。

評定所のメンバー

幕府が中世豪農層の分附作人を小農層へ独立させる農業政策の確立に力を注ぐのである。既に分析したように、世田谷郷は中世の戦

図表-37の評定所は幕府の老中を筆頭に若年寄、奉行、大目付等を中心に組織され、將軍の参加も踏まえ主に現地奉行を中心として「質地出入」の裁許についてケース・スタディするのである。質地小作制の狙いは、徳川幕府の財政基盤である三千万石の年貢を定期的に達成し続けることであり、年貢負担を担う小農層の健全強化を計ることである。

国大名へ成長した吉良家の領国として発展し、豊臣秀吉による小田原城攻めによって吉良家の家臣団の在郷化を一挙に促すのであった。こうした世田谷郷への家臣団の在郷化は中世的豪農層の発展を一般化させるのである。この吉良家臣団の在郷化は徳川家康の江戸開府以降、世田谷郷の豪農層と小農層との二重構造を進展させる過渡期を生じさせる。

(三) 吉宗の小農政策

徳川幕府は家康の將軍職を漸次世襲化させて近世の純粹封建制へ移行するに連れ、小農＝本百姓を中心とする近世村落制を発達させ、三千万石の年貢を定期的に納付することで二百六十年余の長期政権となる世界史の中で特異な発展を成し遂げるのである。

したがって、徳川幕府は小農政策を基本の農業政策の中核に据え、次の資料のように小農＝本百姓層の発展に力を注ぐこととなる。

一 農奴解放＝小農層創出過程

世田谷郷下馬引沢村は、新しく小農＝本百姓の独立を認める「前地名舞帳」を次のように開示する。

（一六八八 五代綱吉 元禄元年二月）

前地名舞帳	下馬引沢村
前地名舞者	
平右衛門	三郎左衛門
又兵衛	
金左衛門	門左衛門
十右衛門	

金兵衛 権兵衛 伊右衛門
松左衛門 十三郎 五兵衛
半右衛門 宇兵衛 又右衛門
惣メ拾六人

辰二月吉日

名主 右近殿

同 庄左衛門

右之名前者、正徳二年辰年今本百姓と定、御願上被下ありかたく奉存候、然上者村並御割次第御年貢諸役出銭等御勤可被候、御公儀様御法度不及申、村子御さ法なにとも相そむかせ申間敷候事、為後日の前地証文仍而如件

正徳二年辰二月

御名主様

御年寄様

御組頭

御百姓代

〔世田谷区史料〕第四卷89頁

(四) 小農層の土地と屋敷とのワンセット世襲化政策

八代吉宗は小農政策の基本として(一)田畑の一町歩の分割を禁止し、一町歩(＝高拾石)小農層の自立的発展と独立性を次のように布告する。

〔七二一、八代吉宗〕
享保六年七月

田畑配分之定
高拾石 地面壹町

右之定よりすくなく分候儀停止たり尤分方ニ不限残り高も此定よりすくなく残へからず然る上ハ高式拾石地面二町よりすくなく田地持ハ子供を始諸親類之内江田畑配分不罷成候間厄介人有之者ハ在所ニ而耕作之働ニ而渡世致させ或は相応之奉公人ニ可差出事

〔徳川禁令考〕第五帙266頁

(五) 幕府の近世村落構造Ⅱ小農層と結ぶ五人組制

幕府は小農層の住む村落共同体を年貢収納単位として位置づけ、年貢の自主的出納を義務付ける一方、自立的村落経営を課し、小農Ⅱ本百姓の自立Ⅱ独立性を認める。小農層と近世村落との共存共栄は五人組と村役人の行政課題として徳川幕府の農業政策の中心課題として次の農業立法の制定となる。

○効野専耕者諸法度之要約
○五人組帳前書之事

- 一 大小之百姓五人組を究置、五人組之内ニ而御法度ニ相背カズ候事
- 一 御年貢之儀一件堅ク守ルベキ事
- 一 一名主百姓印形之儀自分ニ而替申間鋪事
- 一 堤川除并堀御普請之儀勘定之印形取置可申事
- 一 御年貢皆済之判形致置可申事
- 一 田畑永代売買之儀兼テ御法度ニ被仰付候通堅ク相守永代売買一切仕間敷候事

一田地屋敷年季を定質物ニ入金銀預り候ハ、名主五人組加判之證文取之所持可申候勿論年季ハ拾年をかきり永年季ニ書入申間敷候田地質物書入候儀双方合點致候而可埒明儀を名主五人組私曲を構へ証文ニ加判不任相滞迷惑仕候ハ、其段可申上候名主五人組無加判相判相對ニ而證文仕候ハ、双方曲事ニ可被仰付候事

一〇百姓退転致候跡之田地を持添ニ致候事御法度之旨年來被仰出候通奉得其意候前々より百姓一軒分之跡ハ死失候共百姓を仕付一軒分之跡を立可申候郷中之はからひに不羅成候ハ、家屋敷田地共ニ書立訴之御差図を請可申候無其儀家をこわし取或は四壁之竹木をきり荒或ハ其者之田地持添致一軒分之百姓跡を潰し候ハ、何様之曲事ニも可被仰付勿論相背申者御座候ハ、五人組之内より早速可申上候事

一御朱印御伝馬并人足之儀少も無滞急度相立可申候惣而馬次之宿々ハ從御公儀様諸事被仰付候御法度之趣相守御定之人馬退轉無之様仲間二而吟味仕人馬無滞相立可申候往還之衆昼夜にかきらす泊り之節ハ或ハ旅籠或ハ木錢二而も宿借し申候上ハ少も手支不申候様走廻り駄賃木錢御定之外増錢取立申間敷候勿論往還之衆江馬士共慮外不仕候様常々申附事

一名主百姓名田畑持候大積名主貳拾石以上百姓八拾石以上夫より内持候ものハ石高猥二分申間敷旨被仰渡奉畏候若相背申候ハ、何様之曲事ニも被仰付事

一田畑質地證文名主加判無之證文又ハ名主置候質地ハ相名主年寄組頭等之役人加判無之證文其外地主より年貢諸役を不勤質地之類ハ前々より御停止候処右之通不埒成証文を以訴出候も有之間彌質地証文相極候節入念石鉢之儀無之様可仕旨被仰渡奉畏候事

一享保元申年（二七）六八代吉宗以来年季明候質地ハ年季明拾箇年過訴出候ハ、御取上無之候并金子有合次第可請返旨証文ニ有之質入之年より拾箇年過訴

出候ハ、御年上無之旨被仰渡奉畏候事

仰渡奉畏候事

右御法度之惣御箇条之趣村方ニ而も写置毎月壹度宛惣百姓共名主所江寄合為読聞被仰付候通急度相守可申候若違反仕候者有之候ハ、何様之曲事ニも可被仰付候為其名主年寄五人組連印之一札差上申候仍如件

年寄 名主

伊奈半左衛門様

御役所

「効野専耕者諸法」と「五人組帳前書之事」とは小農ニ本百姓と五人組とは近世村落の年貢義務の担い手として位置づけられる。本百姓ニ小農の耕作する米は五人組によつて幕府へ收納する義務を負い、近世村落の自立基盤となり、小農―五人組―幕府の縦関係と支配関係の中核となる。さらに、近世村落は小農ニ本百姓の一町歩とその家屋敷の一对とを世襲する近世的単婚家族制に支えられるのである。八代吉宗は幕府の六公四民、或いは五公五民に由る重い年貢負担と天然災害に加重される飢饉によつて零細化して土地を質地にする没落しつつある小農層ニ本百姓を質地小作人として十年間の間に元の本百姓ニ小農層へ回復する機会となるべく質地小作制を導入する。それゆえ、質地小作制は近世村落の五人組と名主の責任の下で十ヶ年間運営させ、その間に借金を返して本百姓ニ小農へ復帰する機会を与える小農政策である。徳川幕府は吉宗の質地小作制によつて小農層の保護育成に功を遂げ、中興の祖となる。吉宗は一町歩以下への土地分割を禁止して小農層の保護に努め、年貢額と年貢

率の定期維持に成功するのである。

結 び

(一)日本の封建制は世界史の中でどう位置づけられ、どう特色づけられるのであろうか、こうした世界史の中での日本封建制の比較史研究はこれまで注目されてきたが、研究の成果が注目されることは、稀であり、成果も少ない。一時、講座派と労農派との日本資本主義論争が日本封建制を取り上げることもあったが、少数に過ぎなかった。しかし、この論争の中で大塚久雄を中心とする大塚史学が比較経済史の立場から日本の近代化論として欧米との比較史研究を進めたのであった。

大塚久雄は「欧州経済史序説」でイギリスを取りあげ、イギリス絶対王政から市民革命を経て近代資本主義の成立を研究するのであった。しかし、大塚久雄はイギリス史と日本史との比較史研究よりむしろ南北比較史研究を進め、世界史に於ける南の後進国を北の先進国と比較研究することに転じた。

大塚史学が封建制から資本主義への移行において日本を位置づけていたら、日本史研究は世界史の中で中心的研究として比較され、体系化されたであろう。

しかし、大塚久雄はマックス・ウェーバーの宗教改革と資本主義との内的関連性からプロテスタントイイズムと近代資本主義の内的宗教倫理と人間類型との史的分析の研究に転じるのである。

本稿の取り上げる小農論はイギリスのヨーマンリー層に対応し

て、近世封建社会の担い手になるのであろうか。或いは封建的農民層として徳川幕府の滅亡と共に姿を消すのであろうか。明治時代から大正期に成立する寄生地主制下の小作人は江戸時代の小農層の系譜を引くのであろうか。

逆に、中世から近世に眼を向けて見ると、近世の小農層はどこから生み出されたのであろうか。さらに、八代將軍吉宗が質地小作法の制定に乗り出すのが、この新しい質地小作人とはどういう農民であったのであろうか。

徳川時代の小農層研究は多く近世村落、或いは単婚制家族形態との関連で行われ、一町から一反の農民層の分布を以って小農層の成立として論証している。

とするなら、近世村落の主体となる近世小農層は中世の時代から徳川幕府の近世へどうやって移行したのだろうか。

本書の中心課題は中世から近世への移行における近世小農層を中世豪農層の分附作人Ⅱ譜代下人の小農層へ独立する農奴解放に求められている。ヨーロッパでは黒死病の流行によって解放される小農層（イギリスのヨーマンリー）の広汎な成立によって中世から近世への移行となる。

本論文では、多摩郡世田谷郷における小農層の形成を主題にして分析を試みたのである。その際、戦国時代から近世時代への移行は、小田原城の北條氏の豊臣秀吉に依る攻撃で亡びると、世田谷郷を中心とする北條氏の戦国大名である吉良氏とその家臣団は在村化し、豪農層として農業経営に従事するのである。

かくて、世田谷郷は吉良家家臣団の在地化によって豪農層の支配

するところとなる。徳川家康は世田谷郷の検地によって豪農層と小農層の共存する過渡的村落構造を検証する。その典型的豪農層支配村は下野毛村である。他方、世田谷村は豪農層と小農民層との均衡型村落として展開する。

徳川幕府の小農層育成政策は漸次、豪農Ⅱ分附作人Ⅱ下人を小農民へ解放し、独立させるのに大きな役割を果たす。

徳川幕府の中期になると、知行所、代官は重い年貢負担のために漸次困窮化する小農民を救済するため、質地进行奨励して質地小作人の増加をもたらし、且つ訴訟を引き起こして社会事件と化する。

関東を中心とする質地問題は徳川幕府の純粹封建制の没落を引き越す^わ全般的危機を孕むのである。幕府の危機と小農層の質地問題を解決することは徳川幕府の危機を救うこととなるが、質地小作制を制定する吉宗は幕府の危機を救い、この結果、幕府の中興の祖となる。

評定所と質地問題の解決策を試行錯誤しながら検討する中で、吉宗は質地小作制の解決を図り、質地から小農層を解放することで、徳川幕府の発達に全力を注ぐのである。

